

困りごと解決ビジネス専科(第24回)

Q. レジ会計や集計業務を効率化したい(旧ネットの知恵袋 for Business)

2021.08.02

カフェを個人経営しています。テイクアウト用のメニューもあり、店内ではカップや小物などの雑貨類も販売しています。経営については税理士に相談して対応していますが、レジの会計や集計に手間がかかって困っています。もっと効率の良い方法はないでしょうか？

A. 複数税率に対応したレジの導入やシステムの改修を行い、業務を効率化しましょう



消費税率の引き上げに伴う中小企業事業者への支援策として、政府はPOSレジの導入(※1)や受発注システムの改修を推進する「軽減税率対策補助金」を設けました。

また、キャッシュレス決済(※2)の普及に伴い、需要平準化対策や生産性の向上を目的とした「キャッシュレス・ポイント還元事業(キャッシュレス・消費者還元事業)」などの支援制度も広まっています。

※1 Q. POSレジ導入のメリットは何ですか？

※2 Q. キャッシュレス決済を導入するメリットは何ですか？

※「キャッシュレス・ポイント還元事業」の加盟店登録の申請は2020年4月末までです

2019年11月現在、軽減税率(8%)の適用対象は、以下の2つの条件に該当する商品です。


・ 酒類・ 外食を除く 飲食料品

・ 定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞

軽減税率制度によって事業者に大きく影響するのは、主に「商品管理」と「申告・納税」です。

【商品管理】

複数税率が適用される商品やサービスが混在する場合、決済や見積もりで混乱しないため、それぞれの適用税率を正確に把握する必要があります。

飲食店の場合	
販売するもの、提供するサービス内容や範囲によって課税率が異なる	
標準税率 (10%) 飲料食品以外のもの、飲食のための場所や配膳サービスを提供する場合 例：イートイン（店内飲食）、ケータリング	軽減税率 (8%) アルコール以外の飲料食品を提供する場合 例：テイクアウト（持ち帰り）、デリバリー（宅配）
販売店の場合	
販売する商品の規定により区別され、課税率が異なる	
標準税率 (10%) 飲料食品以外のもの、酒税法に規定する商品の場合例：飲料食品、新聞以外のもの	軽減税率 (8%) 飲料食品・酒税法に規定しない商品の場合 例：酒税法に規定しない飲料食品、新聞 

※酒税法に規定しない商品(アルコール度数1%未満)の一例:甘酒、ノンアルコール飲料、みりん風調味料など

【申告・納税】… 続きを読む